

陸上自衛隊大分分屯地における 火薬庫整備について

九州防衛局 令和7年11月

1. 大分分屯地について

- 大分分屯地は、昭和30年に開設されました。
- 大分分屯地の開設当初より、目達原駐屯地を本部とする九州補給処の支処 として九州補給処大分弾薬支処が分屯地内に所在し、厳重な管理の下、 弾薬類を保管しています。
- 大分分屯地は、地域の皆様のご協力とご理解を賜り、開設からこれまでの 間、大きな事故もなく安定的に運用されているところです。





2. 火薬庫等の整備について

- 防衛省では、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」において、自衛隊の十分な継戦能力の確保・維持を図るため、必要十分な弾薬を早急に保有することとしており、これにより増加する弾薬の保管所要に対応するため、火薬庫を増設することとしています。 大分分屯地においては火薬庫を9棟整備することとしています。
- 現在、火薬庫2棟及び構内道路の工事、火薬庫2棟の調査・設計を実施しており、今後、令和7年度内に3棟の工事を契約する予定です。



3. 火薬庫の安全性について

- 火薬庫の設置、運用にあたっては、火薬類取締法、自衛隊法等の関係法令に基づき適切に実施しています。
 - 火薬庫の安全性に関しては、以下の対応を行っております。
 - ✔ 火薬類を取り扱う隊員に対し、安全管理に必要な教育を実施
 - ✓ 火薬庫の所在する地区として警備カメラを設置するなど必要な警備 体制を構築
 - ✔ 火薬庫の所在する地区とその周辺を含め火気厳禁
 - ✓ 庫内の照明等の設備も火災の着火源となる電気火花等を防ぐものを使用
 - ✓ 弾薬を含め、すべての金属は常に静電気を除去されるよう措置
 - ✔ 外部も避雷針で保護し火災が発生しにくいように設置・運用
- 火薬庫に保管される弾薬等については、幾重にもわたる安全措置により、 意図しない燃焼や爆発が起こらないよう万全を期しており、これまでに自衛 隊の火薬庫で爆発事故が起きたことはありません。

火薬庫の整備に係る工事等について

【令和5年度契約】

				_	
77		57	=	= .	Α.
ч.	V.		1=	= 7	Δ.
_	—		_	-	_ \

I	事	件	名	大分(5)火薬庫新設土木工事(その1)
I	事	件	名	大分(5)火薬庫等新設建築工事
I	事	件	名	春日外(5)ユーティリティ整備等機械工事
I	事	件	名	大分(5)法面整備等土木工事
I	事	概	要	・火薬庫A棟新設に係る土木工事、法面工事、建築工事、電気、機械、通信工事 ・搬出入上屋等新設に係る建築工事

火薬庫B

エ	事	件	名	大分(5)火薬庫新設土木工事(その2)
I	事	件	名	大分(5)火薬庫等新設建築工事
I	事	件	名	春日外(5)ユーティリティ整備等機械工事
エ	事	件	名	大分(5)法面整備等土木工事
エ	事	概	要	・火薬庫B棟新設に係る土木工事、法面工事、建築工事、電気、機械、通信工事 ・搬出入上屋等新設に係る建築工事

3 構内道路整備

エ	事	件	名	大分(5)構内道路整備土木工事
エ	事	件	名	春日外(5)ユーティリティ整備等機械工事
I	事	概	要	・構内道路整備(トンネルエ含む)に係る法面整備工事及び雨水排水工事、付帯電気、通信工事

【令和6年度契約】

火薬庫C、D、E(調査・設計)

業	務	件	名	大分(6)土質等調査(完了)
業	務	件	名	大分(6)火薬庫新設等土木設計(完了)
業	務	件	名	湯布院外(6)庁舎新設等建築設計
業	務	件	名	南別府外(6)既設建物解体等設備設計(完了)
業	務	概	要	・火薬庫C、D、E棟新設に係る土木、建築、電気、機械、通信設計 ・搬出入上屋等新設に係る建築設計

火薬庫の整備に係る工事等について

【令和7年度契約予定】

小变性()	
火薬庫C・D・	- 15

人多	ド押し	י ט י	-	
I	事	件	名	大分(7)火薬庫新設等土木その他工事(その1)
エ	事	件	名	大分(7)火薬庫新設等土木その他工事(その2)
エ	事	概	要	・火薬庫C、D、E棟新設に係る土木工事、法面工事、建築工事、電気、機械、通信工事 ・搬出入上屋等新設に係る建築工事

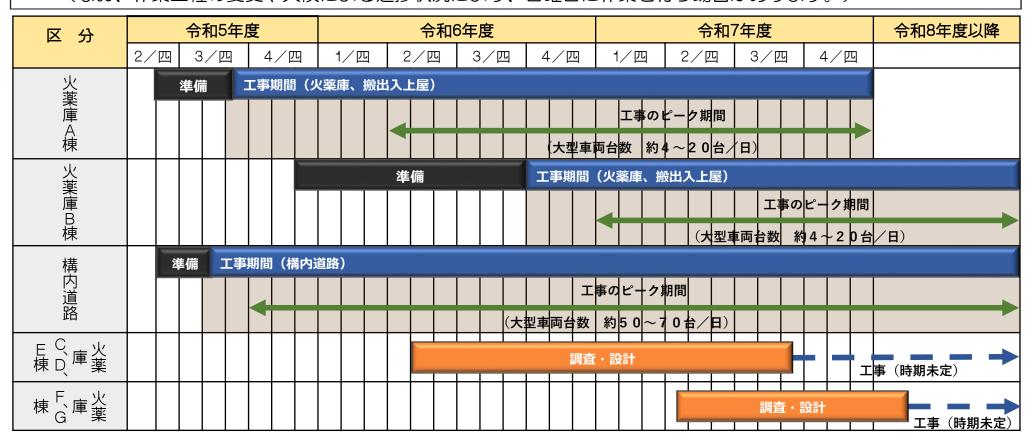
【令和7年度契約】

火薬庫F・G(調査・設計)

業	務	件	名	大分(7)土質等調査
業	務	件	名	大分(7)火薬庫新設等土木設計
業	務	件	名	大分(7)火薬庫新設等設備設計
業	務	件	名	湯布院外(7)立体駐車場新設等建築設計
業	務	概	要	・火薬庫F、G棟新設に係る土木、建築、電気、機械、通信設計 ・搬出入上屋等新設に係る建築設計

工事期間について

- 作業時間は、8:00~18:00までを基本とします。
- 〇 やむを得ず、夜間作業を行う際には、資器材の搬入は極力日中に実施するほか、周辺地域に騒音・振動などの影響 が及ばないよう十分配慮します。
- 作業日は、原則として、月曜日から土曜日までとします。(なお、作業工程の変更や天候による進捗状況により、日曜日に作業を行う場合があります。)



※工程については、工事契約後、受注者や部隊との協議を踏まえ決定するため、上記工程から前後することもあります。 工事期間については、天候の不良等により変更となる可能性があります。